

浦添市会計年度任用職員任用案内

【募集職種】 英語指導助手 （採用予定人数：16人程度）

【勤務条件等】 裏面及び次頁を参照

- 【資格要件】 (1)英語教育に携わったことがある者、または大学で教職課程（英語）を履修した者 *教員免許状取得者を優先する。
(2)外国人については、日本語をいくらか理解し話せる者で、英語圏のネイティブスピーカー、あるいは、母国語同等に英語が話せる者
(3)就労ビザを有すること。
(4)日本人については、高度な英語運用能力を有する者
海外滞在歴については、申込書に明記すること

【区分】 パートタイム

【募集期間】 令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金） 午後5時まで

【提出物】 浦添市会計年度任用職員任用申込書【英語指導助手】

- (1)指定の申込書に写真を貼り付けして提出
(学校教育課での受け取りまたはHPよりダウンロード。外国籍の者で英文の申込書を提出する者は、日本文の申込書も添えること。)
(2)卒業証書の写し、教員免許状の写し
(3)外国人については、パスポートの写し（顔写真と在留資格が示されているページ）及び在留カードの写し
(4)英語に係る各種検定、試験のレベルやスコア等を証明するものの写し

※これらの提出物は浦添市会計年度職員採用に関する選考、面接等に
必要な範囲で利用します。提出物の返却はいたしません。

【提出先】 〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所 学校教育課（本庁7階）

【提出方法】 学校教育課窓口へ提出（郵送可） FAXやEメールは不可

【選考方法】 書類選考及び面接 新規申込者は模擬授業があります。

【面接日】 令和7年1月14日（火）、15日（水）、16日（木）
書類提出の際に、各自へ面接日と時間をお伝えします。

【面接会場】 浦添市役所 7階 702会議室

【合否発表方法】 令和7年2月7日（金）午後を予定
ホームページにて合格（内定）者の受験番号を掲示予定

- ※ 原則、学校近隣において各自で契約駐車場を確保してください。
学校敷地内において駐車をすることが可能なスペースがある場合のみ、学校長の判断により有料で駐車可能な場合があります。学校事務にて手続きを行ってください。
- ※ 学校給食を利用する場合は、別途給食費を納付することになります。

- ※ 次の(1)から(3)いずれにも該当しないことを御確認の上、申込書を御提出ください。
 - (1) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 浦添市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した者

【お問合せ先】 浦添市教育委員会 学校教育課 指導係 098-876-1218

【勤務条件】

任用期間	一会計年度【令和7年4月1日～翌年3月31日】（任用後1か月間は試用期間となります。）
勤務日	週5日（原則、月曜日から金曜日）
週休日 休日	週休日：日曜日および土曜日 休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日、6月23日（慰霊の日）及び12月29日から翌1月3日まで休み。 その他：学校休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）
勤務時間	8：30～15：30（休憩時間12：00～13：00） 実労働時間：6時間 ※ 所定労働時間を超えて勤務する場合があります。
勤務場所	市立小中学校
職務内容	(1) 英語指導の補助（学級担任や英語科教諭とのチームティーチング） (2) 年間指導計画や授業案づくりの支援 (3) 異文化交流会における支援 (4) 英語教材作成の補助及び各種英語コンテスト等の指導 (5) 英語に係る研修会、研究会への参加 (6) その他、校長や教育委員会が依頼する内容
報酬	月額241,200円 ※ 学校休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）のうち、勤務を要さない時間数に応じて上記月額から減額します。 ※再度の任用があった場合、上限の範囲内での昇給があります。
諸手当	① 通勤手当 110円/日～ ※通勤距離が2km以上ある場合対象。徒歩、送迎、乗合は対象外となります。 ② 時間外勤務手当 労働基準法に準ずる ③ 期末手当 年2.45月分（6月・12月） ④ 勤勉手当 年2.05月分（6月・12月） ※期末手当及び勤勉手当について、一定の要件を満たす場合に支給され、初年度は支給率が異なります。
給与等支給日	毎月末日締め、翌月15日払い ※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給
休暇	年次有給休暇を任用期間及び週勤務日数に応じて付与（初年度6か月超え勤務は10日付与）。その他（産前産後休暇、病気休暇、旧盆、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇あり）、無給休暇（保育時間、子の看護等）
社会保険	要件を満たす場合、市町村職員共済組合又は公立学校共済組合の短期組合員及び日本年金機構の厚生年金に加入。
雇用保険	週20時間以上勤務かつ任用期間が31日以上の場合適用。
災害補償	沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償。
服務規程	地方公務員法に規定するサービスの各規程が適用されます。 （サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）
営利企業従事 （兼業）制限	パートタイム勤務者は、適用除外となります。（兼業可・要届出）

注）1:関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

2: 本件は予算の成立を条件とします。